緑の風FAX版



NO. 43 2020年11月24日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

指令23号を発出!

—JR東労組高崎地本における紛失が判明した通帳類の返還請求及び JR東労組高崎地本会計からの支出についてに関する中央執行委員会決定—

中央本部は持ち回り執行委員会(2020.11.24)を開催し、以下のように決定したので指令する。

2020年11月24日、中央本部が、JR東労組高崎地本事務所を調査したところ、JR東労組高崎地本の通帳6冊(1億円以上)ならびに銀行印が紛失していることが判明し、中央本部は制裁申請中の高崎地本執行部全員に返還請求を行った。返還請求に応じない場合は、組織運営に重大な支障が発生していることから、直ちに法的手段を講じる。

指令第15号以降、JR東労組高崎地本の組織運営は中央本部が行っている。従って、指令第15号を発出した2020年10月21日以降、本部派遣の許可を除き、JR東労組高崎地本の会計からの支出は認めない。指令第15号発出以降、JR東労組高崎地本の会計から支出があった場合については、会計規則第25条に基づき全て弁償の責任を科す。



直ちに返還請求に応じてください!本部派遣の許可のない高崎地本から

の会計支出は認められません!

